

湊川短期大学における公的研究費に係る間接経費の取扱い規程

(目的)

第1条 この規程は、湊川短期大学（以下「本学」という。）における公的研究費に係る間接経費の取扱いに関する必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の通りとする。

- (1) 「公的研究費」とは文部科学省等の公的資金配分機関が研究機関に配分する競争的研究資金等による研究資金をいう。
- (2) 「直接経費」とは公的研究費による研究の実施にともない、研究計画の実行に直接必要な経費をいう。
- (3) 「間接経費」とは公的研究の実施にともない、本学の研究活動の管理・運営等及び研究環境の改善等に必要経費として本学が使用する経費をいう。
- (4) 「研究者」とは、公的研究費を獲得した本学に所属する教員等をいう。
- (5) 「研究分担者」とは、研究代表者と協力しつつ、補助事業として研究活動の実施責任を分担して研究活動を行う者で、分担金の配分を受ける者をいう。

(規程の適用範囲)

第3条 第2条（1）に掲げる以外の公的研究費を受けた場合においても、この規程を適用する。

(間接費の譲渡)

第4条 研究者は、公的研究費の交付を受けた場合は、それに係る間接費を本学に譲渡しなければならない。

(間接経費の運用の基本方針)

- (1) 間接経費の執行が円滑に行われるよう努力する。また、間接経費の運用状況について評価を行う
- (2) 間接経費の使用に当たり、計画的かつ適正に執行するとともに、使途の透明性を確保する。公的研究費の交付を受けた研究者に対しては間接経費の趣旨及び用途について説明するものとする。
- (3) 間接経費の用途として管理部門としては管理施設・設備の整備、維持及び運営費、管理事務の運営費、研究部門としては研究環境の改善や研究者共通に利用される経費等を対象とする。また、最高責任者（学長）が研究機関全体の機能向上のための経費必要と判断したものについては執行可能とする。詳細は文部科学省研究振興局発行の「科研費ハンドブック」の記載に従う

(間接経費の執行・管理)

第5条 間接費は国が定める「競争的資金の間接経費の執行に係る共通指針」(平成13年4月20日競争的資金に関する関係府省連絡申し合わせ)に基づき執行しなければならない。

- 2 短大事務局は、当該間接経費の執行計画・用途について、予め公的研究費の交付を受けた者と最高責任者(学長)の承認を得た上で執行するものとする。
- 3 短大事務局は収支簿を作成し、適正に管理する。間接経費の執行状況について、最高責任者(学長)に報告する。

(間接経費の繰り越し)

第6条 間接経費は、翌年に繰り越すことはできない。

(実績報告)

第7条 間接経費の使用状況については短大事務局が、当該年度終了後に「競争的資金に係る間接費執行実績報告書」を作成して最高責任者(学長)に報告し、本学に公的研究費を交付した機関に報告するものとする。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。